

## 天理図書館の文化的価値—文化資源活用の一つの取り組み① 三濱 靖和 Yasukazu Mihama

天理図書館は、国宝・重要文化財をはじめとする数多くの貴重資料を所蔵するとともに、建物自体も令和5年（2023）に登録有形文化財となった。資料と建築の双方に文化財的価値を有する施設として、その存在意義は近年あらためて注目されている。

近年の文化財行政は、文化財の保存と活用の両立を重視している。文化財保護法も、保存と活用は対立するものではなく、文化財を次世代へ継承するための両輪として位置付けている。<sup>(1)</sup>適切な活用は文化財への理解を促進し、その価値を社会と共有する重要な役割を担う。本稿では、このような視点から天理図書館全体を文化資源として捉え、その文化的価値と活用の可能性について述べる。

文化資源の活用は文化財を展示するだけで達成されるものではない。文化財の価値は、その背景にある歴史や文化的文脈とともに提示されることによって初めて十分に理解される。対象そのものだけでなく、それがどのような経緯で成立し、いかなる意味を有してきたのかを伝えることが重要である。

天理図書館の文化的価値は、所蔵資料だけでなく、建築そのものにも認められる。登録有形文化財となった本館建物には、開館当初から残る意匠や設備が数多く存在する。その一例が1階正面ホールのシャンデリアである。このシャンデリアは長らく館内設備の一つとして認識されるにとどまっていたが、登録有形文化財への登録を契機として、昭和5年（1930）の開館当初から現存するものであることが広く知られるようになった。その結果、来館者の評価や関心にも変化がみられるようになった。

この事例は、文化財の価値が物理的な存在そのものだけでなく、その背景情報とともに理解されることによって顕在化することを示している。文化資源活用においては、文化財そのものの保存や展示に加え、その歴史的背景や成立過程をいかに伝えるかが重要な課題となる。

現在、天理図書館では耐震補強工事を含む大規模な改修工事の計画が進められている。その過程において、外部有識者を交えた建物の文化的価値についての再検討が2カ年にわたって行われた。その結果、天理図書館の価値は著名な建築家による作品であることに求められるのではなく、図書館建設に携わった多くの人々、とりわけ天理教青年会員たちが公開図書館という社会貢献の理念を結実させた建物である点に見いだされると再確認された。<sup>(2)</sup>

天理図書館の文化的価値を社会へ伝えるためには、所蔵資料の学術的価値を紹介するとともに、なぜそうした資料が集まったのかを図書館が成立した歴史的背景や関係者の活動を含めて提示することが必要である。

本館所蔵資料の特色を述べると、蔵書数は約150万冊に及び、約10万冊が貴重書に分類されている。その中から、昨年注目を集めた事例を3点挙げる。まず、夏目漱石をはじめとする文豪たちの自筆資料による展覧会が挙げられる。天理大学創立100周年を記念して開催された同展では、『坊っちゃん』『吾輩は猫である』『三四郎』などの自筆資料が公開された。こうした展覧会を他館からの借用資料に依存することなく、自館所蔵資料のみで構成できる点は、本館の大きな特色である。また、『古今和歌集両序』が藤原俊成筆と判明し、学術的に大きな注目を集めた。さらに、橋村肥前大夫家伝来『参宮人帳・御祓賦帳』（全33点）が新たに重要文化財に指定された。中世から近世にかけての伊勢信仰（御師の活動や地域社会との関係など）を知るうえで貴重な史料群であり、宗教史、交通史、経済史上の観点から学術的価値が高いとされる。

次に、天理図書館所蔵の国指定文化財について述べる。本館は、94件の国宝と重要文化財を所蔵している。「きりしたん版」もその一つである。国指定文化財は、大きく建造物と美術工芸品に分類され、後者はさらに、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に細分化される。本館資料は、80件が書跡・典籍、12件が古文書、1件が歴史資料、1件が絵画である。

文化庁「国指定文化財等データベース」に基づき、国宝および重要文化財のうち美術工芸品の書跡・典籍について所有者別に集計すると、次のようになる。

所有者	件数
1 独立行政法人国立文化財機構	183
2 個人	93
3 国（文化庁）	83
4 学校法人天理大学	80
：	：
（以下省略）	

このうち、「個人」は、通常は複数の個人所有者を匿名化してまとめた表示であり、一つの所有主体として比較対象とするのは適切ではない。したがって、独立行政法人国立文化財機構、国（文化庁）に次いで天理大学（天理図書館）が位置していることになる。つまり、本館は全国有数の書跡・典籍所蔵機関であり、私立機関としては最大規模の所蔵数を有する。このことは、天理図書館が単なる大学図書館の枠を超え、日本における書跡・典籍文化財の保存・継承において重要な役割を担っていることを示している。

以上、昨年話題になった資料と国指定文化財について述べたが、本館はこれら以外にも数多くの貴重書を所蔵している。では、いかなる経緯によって現在のようなコレクションが形成されるに至ったのか。本館の設立過程に遡り、その背景を検討する。

天理図書館の設立が明確に謳われたのは、大正7年（1918）に天理教青年会が発足した時点に求められる。この際に制定された「天理教青年会規程」第4条および第5条には、次のような記述が見られる。<sup>(3)</sup>

- 第4条 本会は教祖の理想を体し鞏固なる信念を砥礪し本教青年たるの本務を完成するを以て目的とす
- 第5条 本会は其の目的を貫徹する第一歩として左の事項を執行す
- 一、毎月本部に於て一回乃至数回の例会を開く
  - 二、随時各地に会員を派遣し講演会を開く
  - 三、毎年春秋二季に本部に於て講演大会を開く
  - 四、図書館を設立す

（次号へ続く）

[註]

(1) 文化庁『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針』（2023年）、1頁。

(2) 天理図書館『登録有形文化財天理図書館西館・東館保存活用計画』（2026年）、26～27頁。

(3) 天理教青年会本部『天理教青年会史』第2巻（1975年）、357頁。

※本稿は、天理大学宗教学科主催「天理きりしたんシンポジウム」における特別講演（2026年5月30日）の内容に若干の加筆修正を施したものである。